

<寄与分を定める処分調停を申し立てる方へ>

1 概要

遺産分割に当たって、共同相続人のうち被相続人の財産の維持又は増加について特別に寄与したと主張する人が、法定相続分の他に寄与分を求めるものであり、相続人の協議が調わないとき又は協議ができないときには、家庭裁判所の手続を利用することができます。

調停手続（通常は遺産分割調停も申し立てられ、これと寄与分を定める処分調停が併合して行われます。）では、調停委員会が、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出していただいた上で、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話し合いが進められます。

調停の流れは別紙のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入っていただきます。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙：申立人1人につき、1200円
- 連絡用郵便切手：82円×10枚、10円×10枚、1円×10枚、140円×相手方人数分

3 申立て時の提出書類等とその取扱い

(1) 申立て時の提出書類等

ア 次の書類を必ず提出していただきます。

- 申立書 裁判所提出用1通+相手方全員の人数分

→ 申立書は、法律の定めにより相手方全員に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用（控え）を作成してください。

○ 申立書には、相手方に知られたくない住所を記載しないでください。相手方に知られたくない住所は、「連絡先等の届出書」に記載し、同届出書の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。

- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通

イ 被相続人について遺産分割調停が係属しているときには、以下の書類は提出する必要はありません。

- 被相続人との関係を証する除籍謄本、改製原戸籍謄本

(ア) 相続人が被相続人の配偶者、子、親以外にはいない場合

被相続人の出生時(被相続人の親の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

(イ) 相続人の中に、被相続人の兄弟姉妹が含まれる場合

(ア)で必要になる戸籍謄本に加えて、被相続人の父母の出生時(被相続人の父方祖父母及び母方祖父母の除籍謄本又は改製原戸籍謄本等)から死亡時までの連続した全戸籍謄本

(ウ) 相続人の中に、子又は兄弟姉妹の代襲者が含まれる場合

(ア), (イ)のいずれかで必要となる戸籍謄本に加えて、代襲者と本来の相続人(被代襲者)との続柄を示す戸籍謄本が必要となります。

- 被相続人の戸籍附票 (又は住民票除票)
- 相続人全員の戸籍謄本, 戸籍附票 (又は住民票)

※ 戸籍謄本等の証明書類は, 3か月以内に発行されたものを提出してください。

(2) 提出方法

・調停では, 必要に応じて, 自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

・書類等を提出する場合には, 裁判所用のコピー1通を提出するとともに, 調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

他の当事者に交付したい書類等を提出するときは, 裁判所用のコピー1通及び他の当事者用のコピー (他の当事者が複数の場合には全員分)を提出するとともに, 調停期日にはご自身用の控えを持参してください。

・書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は, 別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

(3) 提出された書類等の閲覧・謄写 (コピー)

他の当事者から閲覧・謄写 (コピー) の申請があった場合, これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため, 「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても, 閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また, 調停が不成立となって審判手続が開始された場合, 審判のために必要な書類等については, 調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり, 申請はあったが許可されなかったりした書類等であっても, 改めて閲覧・謄写の申請があれば, 法律の定める除外事由がない限り許可されます。

4 申立先

相手方のうちの一人の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所, 遺産分割事件が係属している家庭裁判所です。

(宇都宮家庭裁判所が「相手方の住所地」となる地域)

宇都宮市, 鹿沼市, 日光市, 那須烏山市, さくら市のうち旧氏家町の区域, 下野市のうち旧南河内町の区域, 上三川町及び高根沢町

5 問い合わせ先

〒320-8505 宇都宮市小幡1丁目1番38号
宇都宮家庭裁判所 家事受付係
TEL 028-333-0048

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出 → 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出 → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。分についても閲覧謄写され

＜寄与分を定める処分調停の相手方となった方へ＞

1 概要

遺産分割に当たって、共同相続人のうち被相続人の財産の維持又は増加について特別に寄与したと主張する人が、法定相続分の他に寄与分を求めるものであり、相続人の協議が調わないとき又は協議ができないときには、家庭裁判所の手続を利用することができます。

調停手続（通常は遺産分割調停も申し立てられ、これと寄与分を定める処分調停が併合して行われます。）では、調停委員会が、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらった上で、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指した話合いが進められます。

調停手続の流れは、別紙のとおりです。調停は平日に行われます。1回当たりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれ別々の待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらって、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話合いを進めていくことになります。

2 調停手続において提出が必要な書類等とその取扱い

(1) 第1回期日の2週間前までに必ず提出していただく書類等

次の書類を必ず提出していただきます。

- 答弁書1通
- 連絡先等の届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通

(2) 提出方法

・調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出してもらうことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

・書類等を提出する場合には、裁判所用のコピー1通を提出するとともに、調停期日にはその書類等の原本を持参してください。

他の当事者に交付したい書類等を提出するときは、裁判所用のコピー1通及び他の当事者用のコピー（他の当事者が複数の場合には全員分）を提出するとともに、調停期日にはご自身用の控えを持参してください。

・書類等の中に相手方に知られたくない事柄がある場合は、別紙の「情報の非開示を求める場合の取扱いについて」をご覧ください。

(3) 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

他の当事者から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請がなかったり、申請はあったが許可されなかったりした書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

○ その他、手続についてご不明な点がある場合は、担当書記官にお尋ねください。

情報の非開示を求める場合の取扱いについて

あなたが、家庭裁判所に提出する書面に記載されている情報を、反対当事者に対して非開示（見せたり、コピーしたりさせないこと）とするよう求める場合は、以下の取扱いによってください。

A

反対当事者からの暴力等があり、住所及び住所に関連する情報（職業、職場、学校名等）を反対当事者に知らせたくないときはどうすればいいですか。

安全の確保等の必要から申し出があった場合には、住所等を原則的に非開示とします。次の方法によって住居等が相手に知られないようにしてください。

連絡先等の届出書の提出 → 「連絡先等の届出書」を用いて住居等を届け出た上、非開示の希望がある場合には、この届出書下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記入して提出してください。申立書には秘匿希望の住所等は書かないでください。

書面の提出 → 主張書面や資料（源泉徴収票、診断書、陳述書等）を提出するときは、住所等の部分をマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

B

裁判所に提出する書面（主張書面及び資料）に、上記A以外にも相手には知らせたくない情報が含まれているときはどうすればいいですか。

該当部分が見えないようにマスキング（紙で隠してコピーする）して消した状態で書面を提出してください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）

※ この場合、マスキングされた部分は、家庭裁判所にも知らされない（提出されない）ので、家庭裁判所の判断の基礎とはなりません。

C

反対当事者には見せたくないけれども、家庭裁判所には提出して判断の基礎としてほしい書面があるときはどうすればいいですか。

「非開示の希望に関する申出書」に、非開示を求める部分と理由を明記し、提出資料をステープラ（ホチキス）で留めて一体化した上で提出してください。また、蛍光ペンでマークしたり、ラインを引いたりして非開示を求める部分を特定してください。

「非開示の希望に関する申出書」は、裁判所に備付けてありますので、受付又は担当書記官にお問い合わせください。

注意！ あなたが、「非開示の希望に関する申出書」を提出した場合も、反対当事者等から閲覧謄写の請求があったときには、裁判官が認めるべきか否かを判断しますので、請求が認められたときは、非開示を希望した部分についても閲覧謄写されることになります。